

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		休日診療対策費		部課名	健康部生活衛生課	課長名	大口 康男
				担当者名	河上 知香子	内線	422
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）		休日診療対策費（01 - 03 - 01）					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度		● 昭和 ○ 平成 48 年度		根拠	休日診療及び準夜間診療事業実施要綱		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		○ 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	地域医療の充実[01-03]					
目的	医療機関が休診となる休日の日中及び休日と土曜日の準夜間帯に、輪番の当番医による、初期救急医療体制を確保することにより、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。						
対象者等	内科・小児科・外科系の軽度の救急患者						
内容	1 休日診療の初療施設 1日あたり5か所、午前10時～午後5時（日曜、祝日及び年末年始） 2 準夜間診療の初療施設 1日あたり3か所、午後5時～午後9時（休日、土曜日） 3 対象日 通常休祝日（日曜日、祝日。5月連休を含む）、年末年始（12月29日～1月3日） 4 診療科目 原則として内科・小児科・外科で、各日小児科を1か所以上確保している。 眼科・耳鼻科は、東京都が当番医を定めて実施している。 5 診療体制 原則として医師1名を含む3名で外来患者の診療や電話相談等に対応。往診はしない。 受診の際には、医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。 6 テレホンサービス 荒川区医師会館内で区民からの電話相談に対応している。						
経過	昭和48年7月 1休日あたり5か所の医療機関で休日診療開始 昭和54年4月 準夜間診療開始 平成4年4月 土曜日準夜間診療の開始 平成12年4月 二次救急の充実により入院施設確保の廃止						
必要性	医療機関の休診となる休日等に初期救急医療体制を確保し、区民の健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、二次救急医療機関本来の機能を遂行するうえでも、必要性は高い。						
実施方法	(3委託) (直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 1 荒川区医師会に委託して実施する。医師会加入の医療機関が輪番制で当番医として診療に従事する。 2 当番医は、「休日診療実施」又は「準夜間診療実施」の看板を掲示する。						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	66,048	65,822	65,597	66,282	66,508	66,734	66,048
	決算額（22年度は見込み）	66,048	65,822	65,597	66,282	66,508	66,733	66,048
	人件費		3,017	3,416	2,562	2,541	2,443	
	【事務分担量】（％）		35	40	30	30	30	
	合計（＋）	66,048	68,839	69,013	68,844	69,049	69,176	66,048
	国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	66,048	68,839	69,013	68,844	69,049	69,176	66,048
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	休日診療受診者数	5,131	4,911	4,728	4,793	4,841	6,746	5,460
	準夜間診療受診者数	2,780	2,782	2,406	2,363	2,472	2,902	2,579
	休日診療電話照会数	7,171	5,594	5,699	5,796	5,919	7,511	6,409
	準夜間診療電話照会数	3,326	3,272	3,002	2,974	3,027	3,445	3,149

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	休日及び準夜間診療業務委託料	66,508	休日及び準夜間診療業務委託料	66,733	休日及び準夜間診療業務委託料	66,048
	内訳	休・祝日 63日		休・祝日 63日		休・祝日 62日	
		土曜日 50日		土曜日 51日		土曜日 51日	
		5月連休 3日		5月連休 3日		5月連休 3日	
		年末年始 6日		年末年始 6日		年末年始 6日	

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
		休日診療平均受診者数	13.3人	13.4人	20.9人	16.3人	—	1 診療日 1 医療機関あたり
		準夜間診療平均受診者数	6.5人	6.8人	9.3人	7.1人	—	1 診療日 1 医療機関あたり

（指標分類）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）固定施設 14 区

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区民の健康保持に直結する事業であり、緊急時の対応に不可欠であるため、引き続き実施する必要がある。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	休日歯科診療		部課名	健康部生活衛生課	課長名	大口 康男	
			担当者名	河上 知香子	内線	422	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	休日歯科診療対策費（01 - 03 - 02）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 56 年度		根拠	休日歯科診療事業実施要綱			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	地域医療の充実[01-03]					
目的	医療機関が休診となる休日において、輪番の当番医による急病患者的の初期救急診療体制を確保し、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。						
対象者等	歯科の救急患者						
内容	1 休日歯科診療の初療施設 1日当たり1か所、午前9時から午後4時まで（電話受付） 2 対象日 通常休祝日（日曜日、祝日。5月連休を含む）、年末年始（12月29日～1月3日） 3 受診方法 医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。 4 テレホンサービス 荒川区歯科医師会は、医師会館内で録音テープによる当番医の紹介を行い、当番医は区民からの相談に対応している。						
経過	昭和56年10月 1休日あたり1か所で、休日歯科診療開始						
必要性	医療機関が休診となる休日に区民の健康を守り不安を解消する事業として必要性は高い。						
実施方法	（ 3 委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 社団法人東京都荒川区歯科医師会に委託し、歯科医師会加入の医療機関が輪番制により実施している。						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	7,926	7,926	7,926	8,028	8,028	8,028	7,926
	決算額（22年度は見込み）	7,926	7,926	7,926	8,028	8,027	8,027	7,926
	人件費		3,017	1,281	1,281	1,271	1,221	
	【事務分担量】（％）		35	15	15	15	15	
	合計（＋）	7,926	10,943	9,207	9,309	9,298	9,248	7,926
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	7,926	10,943	9,207	9,309	9,298	9,248	7,926
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	受診者数	335	352	353	373	377	345	365
	電話照会件数	481	461	434	444	445	434	441

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	休日歯科診療業務委託料	8,027	休日歯科診療業務委託料	8,027	休日歯科診療業務委託料	7,926
	内訳	休・祝日 63日 5月連休 3日 年末年始 6日		休・祝日 63日 5月連休 3日 年末年始 6日		休・祝日 62日 5月連休 3日 年末年始 6日	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	休日診療平均受診者数	5.0人	5.2人	4.8人	4.5人	——	1診療日あたり

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）固定施設12区

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区民が急病の際の対応として必要である。

況議 （要 旨 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	医師会・歯科医師会・薬剤師会等補助金		部課名	健康部生活衛生課	課長名	大口 康男
			担当者名	堀川 由美	内線	4 2 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）		生活衛生課事務費（01-02-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 38 年度		根拠	荒川区補助金等交付規則及び		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	各団体への交付要綱		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	地域医療の充実[01-03]				
目的	医師会、歯科医師会、薬剤師会、歯科技工士会、食品衛生協会、環境衛生協会が実施する事業や活動の公益性を認め、これらの活動等に対して補助を実施することにより区民の健康増進に寄与する。					
対象者等	医師会、歯科医師会、薬剤師会、歯科技工士会、食品衛生協会、環境衛生協会					
内容	（各会の主な活動） 医師会 予防接種、乳幼児集団健診、無料健康相談、血圧測定・がん相談、校医等の地域保健活動など 歯科医師会 歯科衛生相談、母親学級・歯科衛生教室の開設、保育園児等の歯科健診等の公衆衛生活動 薬剤師会 小・中学校、町会等を対象とした薬事衛生・環境衛生などの講演会等 歯科技工士会 各種研修会開催、歯の衛生間・荒川区健康週間参加など区民の歯科衛生に対する協力 食品衛生協会 食品衛生講習会・相談所等の開設することで、食中毒その他危害の発生防止に努める 環境衛生協会 環境衛生講演会の開催、営業施設への衛生管理指導等を行い公衆衛生思想の振興を図る					
経過	昭和38年度 三師会に対する補助開始 昭和54年度 食品衛生協会、環境衛生協会に対する補助開始 平成9年度 歯科技工士会に対する補助開始 平成18年度 補助金の事務を保健福祉計画課から生活衛生課に移管 平成19年度 歯科技工士会に対する増額補助 平成21年度 薬剤師会に対する増額10万円（需用費、使用済み注射針回収事業）					
必要性	区民の健康を守る組織である医師会等により本事業を実施することで、区民の健康増進に寄与することができる。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	2,995	2,995	2,995	3,025	3,025	3,025	3,025
	決算額（22年度は見込み）	2,995	2,995	2,995	3,025	3,025	3,025	3,025
	人件費		882	854	854	847	814	
	【事務分担量】（％）		10	10	10	10	10	
	合計（＋）	2,995	3,877	3,849	3,879	3,872	3,839	3,025
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	2,995	3,877	3,849	3,879	3,872	3,839	3,025
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	医師会補助	974	974	974	974	974	974	974
	歯医師会補助	812	812	812	812	812	812	812
	薬剤師会補助	649	649	649	649	649	649	649
	歯科技工士会補助	95	95	95	125	125	125	125
	食品衛生協会補助	315	315	315	315	315	315	315
	環境衛生協会補助	150	150	150	150	150	150	150

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	医師会補助	974	医師会補助	974	医師会補助	974
		歯医師会補助	812	歯医師会補助	812	歯医師会補助	812
		薬剤師会補助	649	薬剤師会補助	649	薬剤師会補助	649
		歯科技工士会補助	95	歯科技工士会補助	125	歯科技工士会補助	125
		食品衛生協会補助	315	食品衛生協会補助	315	食品衛生協会補助	315
		環境衛生協会補助	150	環境衛生協会補助	150	環境衛生協会補助	150

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
		医師会会員数	219	229	227	226		
		歯科医師会会員数	120	118	118	117		
		薬剤師会会員数	197	186	183	178		
		歯科技工士会会員数	41	39	36	33		
		食品衛生協会会員数	866	842	800	800		
		環境衛生協会会員数	404	372	368	355		

（指標）							
課題区分							
他区の実況	（実施区 未実施区）						

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	いずれの団体も区民の健康増進に関わる様々な公益的活動に取り組んでおり、引き続き補助する必要がある。

議（要旨）	況（要旨）
-------	-------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		公害健康被害補償給付費		部課名	保健予防課	課長名	笠松恒司
				担当者名	時田一美	内線	4 2 4
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）			補償給付費（01 - 01 - 01）				
事務事業の種類		○ 新規事業 ○ 22年度 ○ 21年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 50 年度			根拠	公害健康被害の補償等に関する法律		
終期設定	○ 有 ● 無 年度			法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準				計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]					
	施策	地域医療の充実[01-03]					
目的	・ 事業活動やその他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償給付を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。（環境省所管） ・ 公害健康被害の補償等に関する法律により実施させる制度で、「民事責任を踏まえた制度であり、環境汚染（の原因者）による 健康 被害を填補するための補償等を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ることを目的とし、専ら被害者救済を目的とした制度」である。この趣旨を踏まえて補償給付は指定疾病による健康被害に限って支給する。 ・ 裁判よりも簡易化された画一定型要件により迅速に給付を行う。						
対象者等	平成22年3月末現在 15歳未満 0人 15歳以上727人 計727人 （平成21年3月末現在760名） 参考(22年3月末現在) 特別区(19区) 計16,945人(前年比482人減) 全国(全国40市区) 平成22年3月末現在：計42,732人(前年比1,491人減)						
内容	現在の認定者及びその遺族に対して、認定の更新や補償給付の決定に従い、下記の（１）～（８）の個別補償を行っている。 （１）医療費 被認定者の認定疾病に関わる医療費（各保険制度から給付された場合は「求償」を受けて補填する。） （２）療養手当 1ヶ月間の診療日数が入院1日以上通院4日以上で、それぞれ日数に応じた額を支給 （３）障害補償費 障害等級(特級～3級)を有する15歳以上の者に年齢・性別・等級に応じた額を支給 （４）児童補償手当 障害等級(特級～3級)を有する15歳未満の児童を養育している者に等級に応じた額を支給 （５）遺族補償費 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、その年齢・性別に応じた額を遺族に支給（10年間） （６）遺族補償一時金 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、遺族補償費を受けるべき遺族がないとき、その年齢・性別に応じた額を遺族に支給 （７）葬祭料 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、葬祭を行った者に支給 （８）診断書扶助料 被認定者が更新の際に負担した診断書料の一部（@1,000円）を補助(区単独事業)						
経過	昭和50年12月、公害健康被害補償法【旧法】により、荒川区が第1種地域に指定され(当区を含め23区中19区が指定された)、被認定者に対し、医療費、障害補償費等の補償を給付する。昭和63年3月1日第1種地域指定が全国一斉に解除され、以降新規認定は法的になくなり、既認定者や遺族に対し、認定更新や補償給付等を行うのみとなった。						
必要性	法律に基づく補償制度であるため、法令に定められた基準等に沿って、事務事業を履行しなければならない。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	947,914	932,202	896,312	881,410	859,829	792,951	757,889
	決算額(22年度は見込み)	893,947	884,508	855,265	823,919	805,825	755,773	757,889
	人件費		15,083	15,423	20,203	13,631	15,110	
	【事務分担量】(%)		175	195	30	225	315	
	合計(+)	893,947	899,591	870,688	844,122	819,456	770,883	757,889
	国(特定財源)	893,754	884,154	848,649	830,147	808,478	792,752	757,663
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
	一般財源	193	15,437	22,039	13,975	10,978	-21,869	226
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	被認定者数	910	881	838	820	760	727	724
	(内15歳未満)	0	0	0	0	0	0	0

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	医療費	226,464	医療費	226,102	医療費	217,737
		療養手当	64,209	療養手当	59,887	療養手当	57,453
		障害補償費	428,960	障害補償費	414,562	障害補償費	406,426
		遺族補償費	54,837	遺族補償費	50,030	遺族補償費	46,652
		遺族補償一時金	26,689	遺族補償一時金	3,861	遺族補償一時金	24,084
		葬祭料	4,319	葬祭料	1,162	葬祭料	5,312
		診断書扶助料	347	診断書扶助料	169	診断書扶助料	225

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
指標	被認定者数	820	760	727	724	697	大気汚染の影響による健康被害者に対する補償制度のため、請求等に基づく給付等を行う事業であることから各補償の種類ごとに件数の推移を提出する。なお、目標値は、3年間の数値をアベレージ化したものを25年度の目標値（推定値）とした。
	認定患者死亡者数	13	12	12	14	12	
	医療費(延べ件数)	15,444	14,860	14,291	13,468	14,865	
	療養手当(延べ件数)	2,880	2,769	2,578	2,470	2,742	
	障害補償費(延べ件数)	6,817	6,528	6,318	6,144	6,554	
	遺族補償費(延べ件数)	369	404	379	335	384	
	遺族補償一時金(延べ件数)	3	6	1	4	3	
	葬祭料(件数)	7	9	3	8	6	
	診断書扶助料(延べ件数)	166	347	169	225	227	

（問題点・課題分析）	新公害システムの再構築が終了し、平成20年7月より本格稼働。（20年4月～6月は併用稼働） 70歳以上の認定者が184名（25.3%）となり、患者の高齢者化が進んでいる。最高齢97歳（1名） 低年齢者23歳（6名）
他区の実況	（実施 19 区 未実施 4 区） 練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域（公害健康被害補償法【旧法】に基づく、＜地域指定＞に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国の法定事務

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		公害健康被害補償給付事務費		部課名	保健予防課	課長名	笠松恒司
				担当者名	本間裕子	内線	4 2 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）		事務費（01 - 01 - 02）					
事務事業の種類		○ 新規事業					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		31,278	31,437	29,339	28,653	30,309	30,599	30,251
決算額（22年度は見込み）		28,426	27,659	25,969	25,947	26,396	28,022	30,251
人件費			22,840	18,104	18,665	7,688	7,004	
【事務分担量】（％）			265	230	240	105	100	
合計（＋）		28,426	50,499	44,073	44,612	34,084	35,026	30,251
国（特定財源）		18,589	18,131	17,486	19,624	19,175	18,711	15,123
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		9,837	32,368	26,587	24,988	14,909	16,315	15,128
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	被認定者数	910	881	838	820	760	727	724
	認定診査回数	12	12	12	12	12	12	12
	認定診査会委員数	12	12	12	12	12	12	12
	診療審査委員数	5	5	5	5	5	5	5

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	審査会委員報酬	3,291	審査会委員報酬	3,320	審査会委員報酬	3,620
	報償費	診療報酬手数料	5,389	診療報酬手数料	5,303	診療報酬手数料	5,389
	旅費	審査会委員費用弁償	20	審査会委員費用弁償	20	審査会委員費用弁償	23
	食料費	審査会賄い	19	審査会賄い	19	審査会賄い	25
	一般需用	各種帳票類印刷等	469	各種帳票類印刷等	508	各種帳票類印刷等	803
	役務費	郵送料	1,077	郵送料	1,075	郵送料	1,102
	委託料	医学的検査委託等	16,062	医学的検査委託等	17,217	医学的検査委託等	19,096
	使用料及び賃借料		-	公害システム機器使用料（PC等）	193	公害システム機器使用料（PC等）	193
	償還金利子及び割引料	返還金	69	返還金	367	返還金	0

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25 年度)	
		被認定者数	820	760	727	724	697	公害健康被害補償制度に係る事務のうち、認定の更新及び障害等級等を決定するための認定審査会と、医療費の額を決定するための診療報酬審査会についての推移を提出する。なお、目標値は、3年間の数値をアベレージ化したものを25年度目標値（推定値）とした。
		認定審査会開催数(年)	12	12	12	12	12	
		認定審査会1回当たりの診査件数 (平均)	更新:19 等級59 遺族:0.6	更新29 等級44 遺族:0.7	更新15 等級44 遺族:0.5	更新25 等級53 遺族:0.7	更新21 等級49 遺族:0.6	
		診療報酬審査会開催数(年)	12	12	12	12	12	
	診療報酬審査会1回当たりの診査 件数 (平均)	個別:32 合同:9 その他:40	個別:30 合同:8 その他:40	個別:27 合同:9 その他:36	個別:32 合同:8 その他:39	個別:30 合同:9 その他:39		
(問題点・課題 分析)	特になし							
他区の実況	(実施 19 区 未実施 4 区) 練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域(公害健康被害補償法【旧法】に基づく、＜地域指定＞に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。							

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国の法定事務

議 会 要 旨 状 況	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	ぜん息教室		部課名	保健予防課	課長名	笠松恒司
			担当者名	時田一美	内線	424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	ぜん息教室（01-02-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 55 年度		根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	地域医療の充実[01-03]				
目的	公害認定患者に対し、指定疾病に関する知識及び腹式呼吸・拝痰法・呼吸筋ストレッチ・呼吸器の取扱い方等の講義と実技指導を行うことにより、健康回復を図るとともに公害認定患者以外の指定疾病患者も含めて、健康相談を行う。					
対象者等	公害認定患者 ぜん息等に関心のある区民					
内容	実施方法 児童と成人に分けて実施 児童教室は、水泳教室の一環として実施「対象：水泳教室の参加者及びその親」 療養講座の案内を送付の際、ぜん息教室の案内も合わせて同封し、申し込みを受付する。（成人） 実施時期 年3回（児童1回、成人2回）「1回2時間程度」 場 所 荒川区保健所、尾久ひろば館 講 師 声楽家、気功師 [21年度実績] 平成21年度 「小児ぜん息の理解と最新の治療」5月13日（水）スポーツセンター 15名参加（水泳教室参加者） 「知っておきたい子供のぜん息ケア」9月8日（水）スポーツセンター 17名参加（水泳教室参加者） 「歌を唄って音楽療法」 9月18日（金） 尾久ひろば館 32名参加（成人対象） 「呼吸健康法を学ぶ」 11月12日（木） 荒川区保健所 32名参加（成人対象）					
	周知方法：区報、ちらし（環境再生保全機構が作成）、公害認定患者ヘダイレクトメール 事業区分：公害健康被害予防事業（100%補助）					
経過	児童対象のぜん息事業は、進学に支障のないように、土曜・祝日に実施してきたが、少数参加にとどまっております（実績：15年度7人、16年度6名、17年度19名）、より多くの参加を促すよう平成16年度は小中学校の夏休み期間中の実施とした。現在は毎年水泳教室の説明会の日に実施している。 成人対象のぜん息教室は、勤労者層が参加しやすいよう平成12年度の療養講座において夜間に実施した実績があったが、結果的に他の年度の講座と比較し、参加者が少数だったため、午後の時間帯の実施とした。					
必要性						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	115	113	113	113	113	113	113
	決算額（22年度は見込み）	100	111	109	112	69	69	113
	人件費		1,293	1,708	1,708	497	13,853	
	【事務分担量】（％）		15	20	20	8	25	
	合計（＋）	100	1,404	1,817	1,820	566	13,922	113
	国（特定財源）	91	101	102	104	63	67	130
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	9	1,303	1,715	1,716	503	13,855	(17)
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	延べ参加者数	59	51	61	59	70	96	100
	対象者数	1,712	1,760	1,700	1,638	760	727	724
	大気医療助成（18歳以上）					438	745	900
	大気助成児童対象（18歳未満）					408	331	300

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講師謝礼等	68	講師謝礼等	68	講師謝礼等	104
	一般需用費	消耗品等	0	消耗品等	0	消耗品等	8
	役務費	郵送料	1	郵送料	1	郵送料	1

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	参加率		3.6%	5.0%	5.3%	6.8%	6.8%	参加者/対象者

（問題点・課題）	参加申込者の拡大について、公害認定患者を対象とする福祉事業として、認定患者の減少・高齢化など、参加者の増加は見込めない状況にあるため、予防事業として、認定を受けていない患者、とりわけ若年層の患者やその家族に対しての事業PRについて、引き続き工夫が必要である。
他区の実況	（実施 19 区 未実施 0 区） 23区中練馬・杉並・世田谷・中野区については、「第1種指定地域外のため、予防事業は実施無し」。

問題点・課題の改善策検討		
	平成23 年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	受講者を増やすため、開催方法や周知方法を検討する。	多くの患者に技術を覚えてもらいたい。薬に頼るだけでなく、自ら克服する精神を培う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国の法定事務

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		水泳教室	部課名	保健予防課	課長名	笠松恒司
			担当者名	時田一美	内線	4 2 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）		水泳教室（01 - 02 - 02）				
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度）		○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 60 年度		根拠	公害健康被害の補償等に関する法律		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	地域医療の充実[01-03]				
目的	ぜん息の児童・生徒を対象に、プール指導前の健診等医学的管理の下、熟練した水泳指導員によるグループ指導を行い、自主的鍛錬の動機付けを図る。					
対象者等	ぜん息に認定されている区内在住の小学1年生から小学6年生（募集50名）（S60年度～H20年度） 平成21年度からは回数及び対象を拡大し 小学1年生から中学3年生（募集各50名）として年2回開催 実績：平成18年度 対象者512名 参加37名 平成19年度 対象者509名 参加41名 平成20年度 対象者197名 参加19名 平成21年度 対象者256名 参加者のべ30名					
内容	実施時期	第1回 5月14日～7月2日 週1回計8回(毎週 木曜) 第2回 9月8日～10月22日 週1回計7回(毎週 木曜) 水泳教室の説明会に水泳参加者を対象として「ぜん息教室」を開催する				
	場 所	荒川総合スポーツセンター 大・少プール				
	定 員	各50名（対象：小学1年生～中学3年生のぜん息患者）				
	参加方法	対象者に個別通知及び区報掲載により募集 （主治医の意見書及び医師による事前健診の判断等により、参加者の可否を決定）				
	医療体制	毎回実施前に医師の健診及びピークフロー測定を行う。 実施後、ピークフロー測定をし、必要に応じて医師の健診を行う。				
ぜん息教室	期間中1回、医師によるぜん息教室を実施					
実施体制	医師1名、看護師1名、水泳指導員6名及び事務局					
事業区分	公害健康被害予防事業					
経過	平成11年度より、対象年齢の公害認定患者が0名となり、参加者は、都大気汚染健康障害医療助成者となる。 平成16年度より、主治医意見書にかかる文書料を自己負担とした。（2,940円/名） 平成17年度に医師・看護師の謝礼を見直した。平成19年度に医師謝礼を区基準額に戻し、増額した。 平成21年度よりサマーキャンプ廃止にともない、対象年齢（旧小1～小6→新小1～中3）を拡大し、年1回から年2回開催に拡大した。					
必要性	水泳は、気管支ぜん息の治療に適した運動療法として広く普及し、水泳を中心とした運動療養は、体力・運動能力向上による身体機能回復の面ばかりでなく、自信や積極性を育み、人とのコミュニケーションに役立つなど、心理面においても効果が期待できる。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 年2回（1教室8回×2回）実施。受付時体温測定及びピークフロー実施のうえ、医師の診察を受けてから水泳教室を開始。技術力により5班から6班に分けて指導員が水泳を教える。ぜん息教室も実施している。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	1,288	1,216	1,217	1,259	1,281	2,385	2,507
	決算額（22年度は見込み）	1,285	1,213	1,184	1,210	1,062	2,108	2,507
	人件費		6,895	4,936	3,965	2,060	2,932	
	【事務分担量】（％）		80	65	50	35	50	
	合計（+）	1,285	8,108	6,120	5,175	3,122	5,040	2,507
	国（特定財源）	1,355	1,505	1,351	1,183	983	1,936	2,707
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	-70	6,603	4,769	3,992	2,139	3,104	-200
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	参加人数	31	31	37	41	19	30	48
	大気認定患者対象者数	458	484	512	509	197	256	240
	参加率	6.8%	6.4%	7.2%	8.1%	9.6%	11.7%	20%

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	医師・指導員謝礼等	863	医師・指導員謝礼等	1,681	医師・指導員謝礼等	2,000
	一般需用費	消耗品費	2	消耗品費	14	消耗品費	40
	役務費	通知等郵送料	21	通知等郵送料	47	通知等郵送料	67
	使用料及び賃借料	施設使用料	176	施設使用料	366	施設使用料	400

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	参加率	8.1%	9.6%	11.7%	20%	25%	参加者/対象者
（問題点・課題） （指標分析）	- 参加者が減少している。（個人で水泳教室に入っている。塾が忙しい。クラブ活動が忙しい。） - 実施会場が南千住総合スポーツセンターのみとなっている。（プールが少ない） （荒川遊園スポーツハウスはスポーツハウスの教室が多く使用不可） - 大気汚染医療助成の離脱者（乳幼児・子ども医療費助成の活用）が多いため、周知が困難。 - 医師、看護師の確保が困難。 - 新型インフルエンザ等が流行した場合に、気管支ぜん息を患っている者が対象のため、事業を実施すべきか否かの判断が難しい。						
	他区の実況 （実施 17 区 未実施 2 区）旧指定地域19区中 ＊未実施区 渋谷区・板橋区 「旧指定地域19区外 2区(杉並・練馬)実施」						

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	周知方法を検討する。	より多くの参加者が見込まれる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国の法定事務である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	療養講座	部課名	保健予防課	課長名	笠松恒司
		担当者名	時田一美	内線	4 2 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	療養講座（01 - 02 - 03）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 60 年度	根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律		
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	地域医療の充実[01-03]			
目的	患者及び家族を対象に、気管支ぜん息等の病気に対する正しい理解と家庭療法についての講演を行い、疾病とその治療法に関する知識の普及を図る。				
対象者等	公害認定患者認定を受けていない指定疾病患者、家族等				
内容	実施方法 対象は患者とその家族で、患者の対象者に事業の案内を送付し、電話により申込みを受付する。事業の案内は、ぜん息教室（ぜん息の症状に対する実技対応の指導）と合わせて行い、効果を高めるようにする。 実施時期 年 1 回 [1 回 2 時間程度] 場 所 荒川区保健所 対象者に個別通知及び区報掲載により募集 講 師 毎年具体的なテーマを設定し、妥当な講師を選定 平成18年度 「漢方・薬膳に学ぶ呼吸器講座」 平成18年11月7日(火) 保健所講堂 21名参加 平成19年度 「太極拳療養教室」(成人) 平成19年11月2日(金) 保健所301会議室12名参加 平成20年度 「気管支ぜん息の理解、在宅酸素療法」平成20年11月2日(水) 保健所301会議室14名参加 平成21年度 「気管支ぜん息の内服・吸入・ステロイド薬との上手な付き合い方」10月5日 保健所43名参加 事業区分 公害健康被害予防事業				
経過	ぜん息教室及び療養講座については、対象者が参加しやすい方法・実施時期を考慮し、夜間・休日等の実施を検討・一部実施してきた。児童対象の講座は、平成14年度まで実施していたが、参加者が減少しているため、平成15年度は中止とし、平成16年度以降は廃止した。成人対象の講座においては、比較的若年層の該当者が多く就労後の参加を促すため、夜間の実施としたが、参加者数が増加しなかったことから、現在は、平日の午後に開催している。				
必要性	環境省の補助事業であり、患者及びその家族を対象に、気管支ぜん息等の病気に対する正しい理解と家庭療法についての講演を行い、疾病とその治療法に関する知識の普及を図ることは行政の役割である。				
実施方法	(1 直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	76	74	74	74	74	74	94
	決算額（22年度は見込み）	58	73	66	65	35	67	94
	人件費		1,293	1,708	854	472	13,853	
	【事務分担量】（％）		15	20	10	7	25	
	合計（＋）	58	1,366	1,774	919	507	13,920	94
	国（特定財源）	46	58	57	66	41	61	81
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	12	1,308	1,717	853	466	13,859	13
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	延べ 参加人数	16	12	12	12	14	43	43
	対象者数	910	881	838	820	760	727	724
	参加率	1.7%	1.3%	1.3%	1.4%	1.8%	5.9%	6.0%

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講師謝礼	34	講師謝礼	34	講師謝礼	39
	一般需用費	消耗品費	0	消耗品費	13	消耗品費	15
	役務費	通知等郵送料	1	通知等郵送料	20	通知等郵送料	40

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	参加率	1.4%	1.8%	5.8%	6.0%	6.0%	参加者/対象者

（問題点・課題 指標分析）	- 対象者の高齢化に対応した事業を構築する必要がある。 - 新型インフルエンザ等が流行した場合に、気管支ぜん息等を患っている者が対象のため、事業を実施すべきか否かの判断が難しい。						
	他区の実況 （実施 17 区 未実施 2 区）旧指定地域19区中 * 未実施区 中央区・板橋区						

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	開催場所を高齢者が集まりやすい会場とする。	高齢者の参加数の増加が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国の法定事務である。未実施の自治体もあるので、今後の事業展開等含めて検討する。

議会議決 （要旨）	
--------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	家庭療養指導		部課名	保健予防課	課長名	笠松恒司
			担当者名	伊藤寿間子	内線	4 2 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	家庭療養指導（01 - 02 - 04）					
事務事業の種類	○ 新規事業 ○ 22年度 ○ 21年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 52 年度		根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	地域医療の充実[01-03]				
目的	保健師が公害認定患者を訪問して、家庭療養上の助言を行うとともに、関連諸政策の調整を図る。					
対象者等	公害認定患者のうち、所内面接や主治医の意見書等を参考とし、必要性の高い患者を優先して訪問する。					
内容	主な訪問対象者	病状の悪化傾向にある者 排便がうまく出来ない者 病気に対し、家庭の理解が浅い者 日常生活の管理が充分でない者				
	実施方法 梅の木会（患者会）	選定した患者宅に事前連絡し、保健師が訪問・助言する。 公害健康被害の補償等に関する法律第46条1項に基づき、平成5年度のぜん息教室の呼吸法を復習するグループとしてぜん息患者を中心に生活の質が向上することを目的として結成された。 現時点で会員10名、毎月1回（8・2月は休み）集まって呼吸筋のストレッチ体操や散策や栄養教室等を行なっている。				
経過	年間延べ訪問件数	平成 13年度 70件 平成 16年度 80件 平成 19年度 80件	平成 14年度 41件 平成 17年度 119件 平成 20年度 82件	平成 15年度 60件 平成 18年度 48件 平成 21年度 91件		
必要性	認定患者が高齢化（65歳以上 29.6%）。保健所まで出向く事が困難なケースも少なくない。生活の場で、状況に応じた時間で面接指導する必要がある。					
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 一部委託を含む 公害認定患者のうち、所内面接や主治医の意見書等を参考とし、必要性の高い患者を優先して訪問する。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	5	7	64	7	7	7	7
	決算額（22年度は見込み）	1	7	53	6	0	3	7
	人件費		1,724	1,708	3,843	732	855	
	【事務分担量】（%）		20	20	45	30	35	
	合計（ + ）	1	1,731	1,761	3,849	732	858	7
	国（特定財源）	252	192	194	270	270	266	237
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	-251	1,539	1,567	3,579	462	592	-230
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	延べ訪問件数	80	119	48	80	70	91	80
	被認定患者数	910	881	838	820	760	727	724

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	消耗品	0	消耗品	3	消耗品	6
	役務費	通知等郵送料	0	通知等郵送料	0	通知等郵送料	1

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	訪問件数		80	80	91	80	84	訪問対象者は主として65歳以上の認定患者で、かつ療養指導の必要性の高い者。

（問題点・課題）	・被認定者の高齢化に伴い、介護保険制度等の他制度利用の調整や検査機関との調整等、指導内容が複雑化するとともに、訪問件数及びかかる時間が増大している。							
他区の実況	（実施 19 区 未実施 0 区）旧指定地域19区中							

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	高齢者福祉課等関係部署と療養支援の調整を図る	公害患者から高齢化へと問題課題がシフトしており、患者のニーズに即した部署で対応することが認定患者のQOL向上の効果がある。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国の法定事務

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		大気汚染障害者認定審査会事務費		部課名	保健予防課	課長名	笠松恒司
				担当者名	石塚啓二	内線	4 2 4
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）			大気汚染障害者認定審査会事務費（01 - 03 - 01）				
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度		● 昭和 ○ 平成 62 年度		根拠	大気汚染に係る健康被害者に対する医療費に関する条例(東京都)		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		○ 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ○ 非計画	
行政評価 事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
		施策	地域医療の充実[01-03]				
目的		大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害の救済を図る。					
対象者等		都の区域内に引き続き1年（3歳未満は6ヶ月）以上住所を有する18歳未満の者で、慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発性と診断された者。平成20年8月1日より年齢制限撤廃(但し、18歳以上は気管支ぜん息、禁煙者) 患者数予測 都内約78,000人(荒川区1,450人)					
内容		条例に基づき、対象疾病(慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発症)患者の認定及び更新を決定するための審査会を毎月1回(年12回)開催する。 審査会委員構成 6名(医学6名[内1名保健所長]) 《更新期間》 2年 (平成22年3月末現在患者数) 都認定患者数（18歳以上）：48,346名 認定患者数：1,076名（18歳未満 331名、18歳以上（新規）745名） 新規認定者の内：65歳以上：190名（25.5%）、75歳以上：91名（12.2%） * 助成金は、特別区事務処理特例交付金として、財政課より東京都に申請。（申請受理1件あたり1,770円）					
経過		(昭和47年10月 医療費助成制度施行<東京都>) 昭和63年3月 公害健康被害補償法による第1種地域指定が解除され、荒川区においても公害健康被害補償制度の新規認定が法的になくなったのに伴い、大気汚染に係る健康被害者の認定を行うこととなった。 平成15年1月 都条例施行規則改正の施行主な改正点 申請等に係る各様式及び添付書類等の変更 新規申請時の診断書及びレントゲン添付から主治医診断報告書の提出への簡素化及び従前使用の様式についての表記内容の変更等 * 平成19年8月 東京大気汚染公害訴訟の和解を受け、平成20年8月1日から年齢制限を撤廃する。但し、18歳以上は、禁煙している方で、気管支ぜん息のみ。18歳未満は変更なし。期限は、2年後の初めの誕生日の月末日までで更新可。					
必要性		大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害の救済を図る。東京都における特別区委任事務。					
実施方法		(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	1,600	1,536	1,391	1,431	2,471	1,420	1,460
	決算額(22年度は見込み)	1,285	1,256	1,295	1,223	1,878	1,238	1,460
	人件費		4,310	4,509	5,673	5,692	6,027	
	【事務分担量】(%)		50	60	70	85	95	
	合計(+)	1,285	5,566	5,804	6,896	7,570	7,265	1,460
	国(特定財源)							
	都(特定財源)					6,733		
	その他(特定財源)	746	904	610				
	一般財源	539	4,662	5,194	6,896	837	7,265	1,460
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	認定患者(18歳未満)	824	813	809	526	408	331	300
	認定患者(18歳以上)					438	745	900

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	審査委員報酬	1,077	審査委員報酬	1,015	審査委員報酬	1,216
	一般賃金	アルバイト(5～7月)	430	アルバイト	0	アルバイト	0
	一般需用	事務用品・帳票	242	事務用品・帳票	88	事務用品・帳票	106
	役務費	郵送料	129	郵送料	135	郵送料	138
		(予算額)		(予算額)			
		償還金へ流用	-70	償還金へ流用	-40		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
	審査件数	13.9	46.6	36.1	70.0	70.0	審査会1回当たりの審査件数(年間総件数÷12) 目標値は、実績に基づく推計値

(問題点・課題分析)	*平成15年1月の都条例施行規則改正が施行されたことに伴い、申請書類(主治医診断報告書・健康状態に関する申告書・生活環境に関する質問票)が増えたことにより、新規及び更新申請の手続きが複雑・煩雑化し、1件あたりに係る所要時間が増大した。手続きの簡素化並びに公害保健システムにあわせて大気汚染事務についても20年7月に、システム化を図った。*平成19年度より、子ども医療費助成制度(小学生から中学生すべて)の新設により大気の新規申請及び更新申請が減少した。20年8月より年齢制限撤廃のため患者数が増加した。						
	他区の実況	(実施 23 区 未実施 0 区) 旧指定地域19区中					

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	18歳以上の気管支ぜん息の想定患者数が東京都の試算する78,000名から推測したところ、荒川区には約1,450名の対象者がいる計算となり平成20年5月1日から平成20年7月31日までの事前申請に230名(申請書を取りに来た方400名)の申請者があった。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	都条例に基づく事務

議会質問状況(要旨)	平成21年3月5日(木)安部委員(共産党)
	・質問：現在の申請者数及び当初の総定数について (答弁：1月現在865名、18歳以上438名。当初は約1400名想定) ・質問：申請時必要な住民票の無料化及び住民票の確認を行政側でしてほしい (答弁：住民票は申請時に必要要件であり、都内に1年の住居要件がある。) ・質問：申請書を医療機関に置いてほしい (答弁：詳細の説明が必要。郵送も行っている) ・要望：診断書にかかる費用について東京都と調整して無料になるように扶助を検討してほしい。 (答弁：なし。要望のため回答していない)

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	インフルエンザ予防接種費用助成事業		部課名	保健予防課	課長名	笠松恒司
			担当者名	古橋光男	内線	4 2 4
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	インフルエンザ予防接種費用助成事業（01 - 02 - 05）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 19 年度		根拠	公害健康被害の補償等に関する法律		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]				
	施策	地域医療の充実[01-03]				
目的	被認定者の定期予防接種の促進を図ることで、被認定者の健康の保持に寄与することを目的とする。					
対象者等	6 5 歳以上の荒川区公害認定患者					
内容	対象者： 荒川区の公害認定患者であること。 6 5 歳以上の方。 生活保護受給世帯に属していない方。 高年齢者インフルエンザ予防接種協力医療機関で接種できる方 助成金額： 2 2 0 0 円（ 2 2 0 0 円を限度として自己負担分を助成。） 助成回数： 1 回 実施期間： 毎年 1 0 月 1 日から翌年の 1 月 1 0 日まで 申請締め切り： 2 月末日 請求方法： 公害健康被害被認定者に係るインフルエンザ予防接種費用助成申請書兼請求書、予防接種済証の写し（又は領収書）を提出。					
経過	申請者数： 2 1 年 3 月末 1 1 1 件（49%） 65歳以上の患者228名 （平成 1 9 年度は 9 3 件） 2 2 年 3 月末 1 0 4 件（内区外4名含む）（46.4%） 65歳以上の患者224名					
必要性	呼吸器疾患を悪化させる恐れのあるインフルエンザを予防することは、公害患者にとって重要である。					
実施方法	（ 1 直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額				255	255	278	333
	決算額（22年度は見込み）				228	249	242	333
	人件費				1,025	847	1,628	
	【事務分担量】（%）				10	10	20	
	合計（ + ）	0	0	0	1,253	1,096	1,870	333
	国（特定財源）				170	182	179	207
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	1,083	914	1,691	126
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	助成件数				93	111	104	130
	6 5 歳以上被認定患者数				234	228	224	216
	接種率				39.7%	48.6%	46.4%	60.0%

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品（用紙類）	0	消耗品（用紙類）	0	消耗品（用紙類）	2
	役務費	郵送料（周知用）	10	郵送料（周知用）	19	郵送料（周知用）	21
	扶助費	助成費（@2,200）	239	助成費（@2,200）	223	助成費（@2,200）	310

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
		助成件数	93	111	104	130	125	対象患者の60%
		接種率	39.7%	48.6%	46.4%	60.0%	60%	助成申請者/対象者

（問題点・課題）	・大気医療助成患者には自己負担金の助成制度がない。公害患者と同様に自己負担金を助成すべきと考えるが、国と都制度が異なるため、不公平な行政サービスとなっている。						
他区の実況	（実施 19 区 未実施 0 区）旧指定地域 19 区 旧指定地域（練馬・杉並・世田谷・中野を除く）で実施済。						

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	国の法定事務

状況（要質問状）	
----------	--